

一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会（第1回）

会議要旨

- 1 開催日時 平成25年11月14日（木）13:30～15:15
- 2 開催場所 東京区政会館20階201会議室
- 3 出席委員 委員11名・代理出席1名
- 4 会議内容 (1) 委員紹介（資料6）
(2) 一般廃棄物処理基本計画改定について
 - ① 基本計画改定の趣旨（資料1）
 - ② 廃棄物処理の現況について（資料2 - (1)、(2)、(3)）
 - ③ 一般廃棄物処理基本計画改定の基本的考え方（資料3）
 - ④ 一般廃棄物処理基本計画改定における検討事項（資料4）
- (3) 今後の検討スケジュールについて（資料5）
- 5 会議経過の概略

■ 資料1の説明について

（委員）計画期間を、現行計画の11年間から15年間に延ばす理由は何か。

（事務局）平成12年度の清掃移管当初は、東京都が作成したスリムプラン（15年計画）を継承し、平成18年1月には清掃一組の中・長期的な経営方針を示す「東京二十三区清掃一部事務組合経営計画（平成18年1月）」に合わせる形で、15年間の計画を策定した。清掃一組の計画は、施設整備計画が主であるが、整備には準備も含め9年程度を要するため、計画期間は15年間とし、5年毎に見直すとしている。

なお、現行計画は、廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施によるごみ量・ごみ質の変化で、見直しを1年早めて平成22年2月に改定したため、計画期間は、平成18年基本計画と同様、平成32年度までとした。今回の改定は、従前の考え方のおり計画期間を15年間としたい。

（委員）平成27年度基本計画の改定となると、現行計画の平成32年度までの残り5年間の計画事業の扱いは、どうするのか。

(事務局) 施設整備については、長期間を要するものであり、特段の事情がない限り、着実に推進する必要があるため、現行計画で平成 32 年度までに着手するものについては、平成 27 年度基本計画に継承していく。現行計画の残り 5 年間は、改定計画に位置付けていくことになる。

■ 資料 2 - (1)、(2)、(3) の説明について

(委員) 資料 2 - (2) の 1 ページ [取組 (1)] では、新型インフルエンザに対する対策も含まれているのか。

(事務局) 平成 21 年 11 月に新型インフルエンザに対する事業継続計画が策定されており、文章中の「震災発生時等」に含めているが、明記する。

(委員) 資料 2 - (2) の 4 ページで、図 - 4 の折れ線グラフが平成 24 年度上がっている。説明には、「受電電力量と都市ガス使用量が削減されている」と書かれているが、図と説明がかみ合わないのではないか。

(事務局) 理由としては、平成 24 年度に燃料式灰溶融炉の稼働率が回復したので、ガス使用量が増えた。資料に補足説明を入れる。

【事務局補足】平成 23 年度は東日本大震災の影響で溶融施設を長期停止したため、一時的に都市ガス使用量が大きく低下した。

(委員) 資料 2 - (2) の 5 ページで、図 - 7 に記載されている 6 施設の選定理由は何か。

(事務局) 環境確保条例による CO₂ 排出量は、一定規模以上の CO₂ を排出する施設に対して、削減義務が課せられている。この 6 施設は、灰溶融炉を持っており、エネルギーを大量に使用するので削減義務の対象施設になっている。清掃一組のその他施設においては、削減義務の対象となっていない。資料に補足説明を入れる。

(委員) 資料 2 - (2) の 7 ページ [取組 (2)] で、不燃ごみ処理残さの中に、可燃ごみである廃プラスチック類が含まれている理由は、分別段階で間違えて混入したからということか。この書き方だと、廃プラスチック類は不燃ごみだと、誤解されないか。

(事務局) 分別段階で間違えて入った分もあると思うが、ごみを入れたビニール袋や、不燃ご

みとして排出される製品中のプラスチック部分も、分析上はプラスチックの割合に入る。誤解が生じないように表記を変更する。

(委員) 資料 2 - (2) の 7 ページ [取組 (2)] で、「廃プラスチック類 (弁当がら等) など可燃物」とあるが、この表記について妥当性はあるのか。

(事務局) 弁当がらについては、平成 12 年度清掃移管の際、東京都より一般廃棄物として、23 区が引き受けたという経緯がある。その後、廃プラサーマルの実施により、家庭系の廃プラスチック類は可燃ごみの扱いになり焼却しているが、事業系の弁当がらについては焼却ができていないので、検討課題として表記した。

(委員) 資料 2 - (2) の 7 ページ [取組 (2)] で、廃プラスチック類 (弁当がら等) などが焼却できない理由を、水銀含有ごみが混入する可能性があるから、とある。どういふことか。

(事務局) 弁当がらには水銀が含まれることはないが、その他の不燃ごみと合わせて破碎処理をすると、処理残さに水銀が含まれる可能性があるため、焼却することができないている。

(事務局) 資料 2 - (2) の 7 ページで、弁当がらの焼却を進める計画についての記載に対して、意見を伺いたい。

(委員) 埋立処分量の削減を進める上でも、弁当がらを焼却するべきだ。

(委員) 清掃移管の際に、東京都から 23 区が、弁当がらを一般廃棄物として引き受けた経緯があり、さらに、中防の埋立処分場は、産業廃棄物の廃プラスチックの埋立てができなくなっているため、検討課題として記載するべきだ。

(委員長) 委員の全員が、弁当がらを課題として認識しているようなので、検討課題とする。

(委員) 資料 2 - (2) の課題について、25 年から 30 年としている清掃工場の耐用年数を見直すのか。

(事務局) 従来、清掃一組の方針は施設の建替えが中心であったが、国の方針等にあるように、延命化と建替えの効果を十分検討した上で、施設整備計画を策定していきたい。

(委員) 資料 2 - (2) で、国が出している「強靱化」という視点を入れた方がいいのではないか。

(事務局) 資料 2 - (3) に盛り込んである。

(委員) 資料 2 - (3) の (1) の表で、平成 32 年度目標の「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」25%減と「事業系ごみ排出量」35%減の平均は、なぜ、25%減になるのか。

(事務局) 国の計画で示された取組指標の表を引用して作成したが、分かりやすく修正する。

■ 資料 3 の説明について

(委員) 資料 3 の (2) に、計画期間を 11 年から 15 年にする理由を書いた方がいいのではないか。

(事務局) 資料 1 の (3) に記載する。

■ 資料 4 の説明について

特になし

■ 資料 5 の説明について

(委員) スケジュールに、区民との意見交換会を記載しないのか。

(事務局) 11 月 26 日に、ごみ処理の現状、現行計画の進捗状況、計画改定スケジュールについての意見交換会を開催する。また、中間まとめ、基本計画（原案）についても、意見交換会を開催する予定である。

■ その他

次回検討委員会は、来年 1 月 15 日（水）を予定している。